

○都市公園法 【抜粋】

(昭和31年4月20日法律第79号)

最終改正：平成29年5月12日法律第26号

第2章 都市公園の設置及び管理

(公園施設の設置基準)

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

○都市公園法施行令 【抜粋】

(昭和31年9月11日政令第290号)

最終改正：平成29年6月14日政令第156号

内閣は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定に基づき、この政令を制定する。

第1章 都市公園の設置

(公園施設に関する制限等)

第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の50）を超えてはならない。

2～6 略